

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

税務署受付印

|                                       |               |             |  |
|---------------------------------------|---------------|-------------|--|
| _____ 税務署長<br><br>令和____年____月____日提出 | 納税者<br>(代表者)  | 住 所<br>又は居所 | 〒 _____ - _____<br><br>(TEL _____ - _____) |
|                                       |               | フリガナ<br>氏 名 |  |
|                                       | 納税<br>管理<br>人 | 納 税 地       | 〒 _____ - _____<br><br>(TEL _____ - _____) |
|                                       |               | 住 所         | 〒 _____ - _____<br><br>(TEL _____ - _____) |
|                                       |               | フリガナ<br>氏 名 |  |

所得税法第137条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>\*1</sup>の適用を受けていますが、同条第\_\_\_\_項<sup>\*2</sup>の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項  
 平成・令和\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_ 税務署 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始  
 （遺産分割等の事由が生じた年月日：平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日）
- 帰国予定日  
 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
  - 第1項の適用を受けている場合の受贈者  
 住所又は居所\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_
  - 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）  
 住所又は居所\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_
- その他参考となる事項

|       |  |      |  |
|-------|--|------|--|
| 関与税理士 |  | 電話番号 |  |
|-------|--|------|--|

この欄には  
書かないで  
ください。

|                       |           |      |         |           |
|-----------------------|-----------|------|---------|-----------|
| 税<br>整<br>理<br>署<br>欄 | 通信日付印の年月日 | (確認) | 整 理 番 号 | (名 簿 番 号) |
|                       | 年 月 日     |      |         |           |

# 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

## 1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日<sup>(注)</sup>の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日<sup>(注)</sup>の翌日以後 4 か月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、その提出期限までに提出する必要があります。

(注) 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

## 2 記載要領等

### (1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 16 項（同令第 266 条の 2 第 12 項及び第 266 条の 3 第 22 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

### (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

### (3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

### (4) 「適用条文（※1及び※2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

| 当初適用特例   | ※1                   | ※2      |
|--|----------------------|---------|
| 所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方          | 所得税法第 137 条の 2 第 1 項 | 同条第 2 項 |
| 贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方     | 所得税法第 137 条の 3 第 1 項 | 同条第 3 項 |
| 相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方 | 所得税法第 137 条の 3 第 2 項 | 同条第 3 項 |

### (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載し、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。なお、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、( ) 内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

### (6) 「帰国予定日」欄

納税者（所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合には非居住者である受贈者、同条第 2 項の適用を受けている場合には、非居住者である相続人）の帰国予定日を記載します。なお、非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定日が分かるよう適宜記載してください。

### (7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所又は居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。